

○二戸市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱

令和2年7月17日議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、二戸市議会基本条例（平成26年二戸市条例第8号）第5条第4項に規定する議会報告会及び意見交換会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(企画及び運営)

第2条 議会報告会及び意見交換会の企画及び運営は、常任委員会（二戸市議会委員会条例（平成18年二戸市条例第187号）第2条に規定する委員会をいう。以下同じ。）及び広聴広報委員会（二戸市議会会議規則（平成18年1月17日議会規則第1号）第164条第1項に規定する協議等の場をいう。以下同じ）の広聴部会が行うことを原則とする。なお、議会報告会及び意見交換会の実施にあたっては、広聴広報委員会広聴部会委員が進行、記録、写真撮影等サポートすることができるものとする。

(開催)

第3条 議会報告会及び意見交換会は、3月定例会後及び9月定例会後の年2回以上開催する。ただし、改選の年の3月定例会後は開催しないこととする。

2 議会報告会及び意見交換会は、常任委員会ごとに行うことを原則とする。

(対象)

第4条 議会報告会及び意見交換会を行う対象は、市民及び市内で活動する団体（以下「市民及び団体」という。）とする。

(内容)

第5条 議会報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 議会の活動に関する事項

(2) 予算、決算その他の議案の審議及び審査に関する事項

(3) その他重要と認める事項

2 意見交換会で話し合うテーマは、常任委員会と市民及び団体が事前に協議を行い、決定するものとする。

(会場等)

第6条 議会報告会及び意見交換会の日程、会場、次第、役割分担等は、常任委員会と市民及び団体が事前に協議を行い決定するものとする。

(計画等)

第7条 議会報告会及び意見交換会の計画後に、常任委員会委員長が議会報告会及び意見交換会計画書（様式第1号）を議長に提出するものとする。

2 常任委員会委員長は、前項の議会報告会及び意見交換会計画書（様式第1号）の写しを広聴広報委員会広聴部会長に送付するものとする。

(資料等)

第8条 議会報告会及び意見交換会で使用する資料等は、常任委員会において適宜準備を行うこととする。

(報告等)

第9条 常任委員会委員長は、議会報告会及び意見交換会の開催後に、議会報告会及び意見交換会報告書(様式第2号)を議長に提出するものとする。

2 常任委員会委員長は、情報を共有するため、定例会において議会報告会及び意見交換会の報告を行うものとする。

(公表)

第10条 議会報告会及び意見交換会の結果について、二戸市ホームページ及びこのへ市議会だよりにおいて公表するものとする。

(市民及び団体からの申し込み等)

第11条 議会報告会及び意見交換会について、市民及び団体から開催の希望がある場合には、開催希望日の2週間前までに、議会報告会及び意見交換会申込書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の申込書の提出を受けたときは、当該意見交換会のテーマに関連する常任委員会委員長と開催の可否について協議するものとする。テーマに関連する常任委員会の選定が出来ない場合は、議長と各常任委員会委員長が協議のうえ担当常任委員会を決定する。

3 議長は、前項の協議の結果、開催を決定したときには、議会報告会及び意見交換会開催決定通知書(様式第4号)により、不開催を決定したときには、議会報告会及び意見交換会不開催決定通知書(様式第5号)により、市民及び団体に通知するものとする。

4 前項において開催する場合の開催日、開催時刻、会場等は、市民及び団体と担当常任委員会委員長が協議のうえ決定する。

5 第7条及び第9条第1項に準じ、常任委員会委員長は、議会報告会及び意見交換会計画書(様式第1号)ならびに議会報告会及び意見交換会報告書(様式第2号)を議長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 二戸市議会議会報告会実施要綱(平成27年10月30日議長決裁)

(2) 二戸市議会「市民と議会の意見交換会・議会報告会」(募集方式)実施要綱(平成29年11月9日議長決裁)

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

二戸市議会議長

様

常任委員会委員長

㊟

議会報告会及び意見交換会計画書

議会報告会及び意見交換会を計画しましたので、二戸市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱第7条第1項の規定により提出します。

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所	
出席議員	
市民及び団体の名称	
参加者数	
議会報告会 進行内容 ・ 役割分担等	
意見交換会 のテーマ	
その他 特記事項	

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

二戸市議会議長

様

常任委員会委員長

㊟

議会報告会及び意見交換会報告書

議会報告会及び意見交換会を実施しましたので、二戸市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱第9条第1項の規定により提出します。

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所	
出席議員	
市民及び団体の名称	
参加者数	
議会報告会の概要 ・ 役割分担等	
意見交換会の概要	
その他特記事項	

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

二戸市議会議長

様

市民及び団体の名称

代表者住所

代表者氏名

㊟

電話番号

議会報告会及び意見交換会申込書

このことについて、二戸市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望日時	第1希望 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	第2希望 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	第3希望 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会場	
参加予定人数	
テーマ	(テーマ及び意見交換したい具体的な内容を記載してください。)

- 備考 1 添付資料として参加予定者名簿を添付してください。
2 意見交換会の結果は、個人が特定されないような形で公表します。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

市民及び団体の名称

代表者 様

二戸市議会議長



議会報告会及び意見交換会開催決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました議会報告会及び意見交換会につきましては、開催することと決定しましたので、二戸市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱第11条第3項の規定によりお知らせします。

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会場	
出席議員	
テーマ	
備考	

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

市民及び団体の名称

代表者

様

二戸市議会議長



議会報告会及び意見交換会不開催決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました議会報告会及び意見交換会につきましては、開催しないことと決定しましたので、二戸市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱第11条第3項の規定によりお知らせします。

・開催しない理由